

はぐれてしまった犬・猫が、 飼い主の元に帰れたのには理由があります。



万が一、ペットとはぐれてしまった時のために***所有明示**
を徹底しましょう。

*所有明示：マイクロチップ、鑑札（犬）、迷子札など

令和4年（2022年）6月1日から 犬と猫のマイクロチップ装着・登録制度 が始まりました。

※本制度は民間事業者等が実施しているマイクロチップ登録事業とは異なります。



- ・ 飼い主は、飼い犬・飼い猫へのマイクロチップ装着と所有者情報の登録に努めましょう。
- ・ マイクロチップが装着された犬・猫を譲り受けた場合は、マイクロチップ登録情報の変更が義務となります。

（動物の愛護及び管理に関する法律）

マイクロチップについての必要な手続等は裏面へ